

2022年10月1日から2024年3月31日までに
新たにお申込みいただいたお客さま

はぴe セット[ソラレジ]

<リース約款>

2024年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

当社が別に定める、はぴeセット[ソラレジ]（関西エリア）主契約料金表（2024年4月1日実施。[2022年10月1日から2024年3月31日までに新たにお申込みいただいたお客さま]以下「主契約料金表」といいます。）、はぴeセット[ソラレジ]（関西エリア）オプション料金表（2024年4月1日実施。[2022年10月1日から2024年3月31日までに新たにお申込みいただいたお客さま]以下「オプション料金表」といいます。）により、当社がお客さまにリースする住宅設備機器（以下「リース物件」といいます。）について、以下の取扱いといたします。

第1条 （リース物件）

当社がお客さまにリースするリース物件は、以下のとおりといたします。

- ・ 太陽光発電設備（パネル出力3キロワット未満）
- ・ 太陽光発電設備（パネル出力3キロワット以上10キロワット未満）
- ・ 蓄電池設備
- ・ エコキュート
- ・ IHクッキングヒーター
- ・ EV充電器（普通充電器）
- ・ V2H

第2条 （リース物件の対象範囲）

第1条（リース物件）に定めるリース物件について、対象となる設備の範囲は、リース物件ごとに以下のとおりといたします。

リース物件	対象となる設備範囲
太陽光発電設備 (パネル出力3キロワット未満)	太陽光発電モジュール，取付架台， パワーコンディショナ，接続箱， 専用ケーブル（太陽光発電モジュールから接続箱または PVユニット間：30メートル以下）
太陽光発電設備 (パネル出力3キロワット以上10キロワット未満)	
蓄電池設備	蓄電池ユニット，トランスユニット，PV ユニット，ゲートウェイ（計測・操作ユニット）， 全負荷用分電盤，パワーコンディショナ， 蓄電池ユニット通信線（蓄電池ユニットからパワー コンディショナ間：20メートル以下），ゲートウェイ 通信線（パワーコンディショナからゲートウェイ間：15メ ートル以下），PVユニット通信線・PVユニ ット入出力線（パワーコンディショナからPVユニット 間：2.9メートル以下），トランスユニット通信 線（パワーコンディショナからトランスユニット間：2.9メ ートル以下），主幹電流センサ，主幹電流セン サ線（パワーコンディショナから全負荷用分電盤間：15メ ートル以下）
エコキュート	本体，リモコン，脚部カバー
IHクッキングヒーター	本体

E V 充電器（普通充電器）	本体
V 2 H	本体

第3条 （取付工事・引渡し）

お客さまは、リース物件の取付工事・引渡しについて、以下を遵守するものとします。

(1) 注文住宅の場合

イ リース物件の取付工事は、お客さまと当社が指定する者（以下「住宅会社」といいます。）の間に工事請負契約を締結して行うものとします。

ロ お客さまは、リース物件の取付工事の費用（第2条（リース物件の対象設備）第1項に定める対象となる設備範囲以外に必要となる部材等の費用を含みますが、これに限りません。）を負担するものとし、当該費用を住宅会社に支払うものとします。

ハ リース物件の取付工事（第2条（リース物件の対象設備）第1項に定める対象となる設備範囲以外に必要となる部材等の工事を含みますが、これに限りません。）について、当社に責めがある場合を除き、当社は一切責任（契約不適合責任を含みますが、これに限りません。）を負わないものとします。

ニ 当社からお客さまへのリース物件の引渡しについては、主契約料金表による需給開始日（以下「需給開始日」といいます。）を引渡しが完了した日（以下「引渡完了日」といいます。）とします。

(2) 建売住宅の場合

イ お客さまは、リース物件の取付工事の費用（第2条（リース物件の対象設備）第1項に定める対象となる設備範囲以外に必要となる部材等の費用を含みますが、これに限りません。）を負担するものとし、当該費用を住宅会社に支払うものとします。

ロ リース物件の取付工事（第2条（リース物件の対象設備）第1項に定める対象となる設備範囲以外に必要となる部材等の工事を含みますが、これに限りません。）について、当社に責めがある場合を除き、当社は一切責任（契約不適合責任を含みますが、これに限りません。）を負わないものとします。

ハ 当社からお客さまへのリース物件の引渡しについては、需給開始日を引渡完了日とします。

2. お客さまは、太陽光発電設備に関する取扱いについて、以下を遵守するものとします。

(1) 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する場合

イ お客さまは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の利用にかかる一切の費用（太陽光発電設備の系統連系にかかる費用、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定の取得および維持ならびに特定契約の締結にかかる費用、および太陽光発電設備の系統連系開始

のために、一般送配電事業者が電力系統の増強その他必要な設備〔太陽光発電設備と一般送配電事業者が維持および運用する電力系統との間に設置される電圧の調整装置を含みます。〕の工事等に関して、工事費負担金等の費用を求める場合の当該費用を含みますが、これに限りません。)を負担するものとします。

ロ お客さまは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の利用にかかる一切の手続き(太陽光発電設備の系統連系手続き、事業計画認定の取得および維持ならびに特定契約の締結を含みますが、これに限りません。)を行うものとします。

(2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用をしない場合

イ お客さまは、系統連系にかかる一切の費用(太陽光発電設備の系統連系開始のために、一般送配電事業者が電力系統の増強その他必要な設備〔太陽光発電設備と一般送配電事業者が維持および運用する電力系統との間に設置される電圧の調整装置を含みます。〕の工事等に関して、工事費負担金等の費用を求める場合の当該費用は含みますが、これに限りません。)を負担するものとします。

ロ 太陽光発電設備の系統連系に関する手続きは、お客さまが行うものとします。

3. 当社はリース物件を明示する標示をリース物件に貼付することができるものとします。

4. 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線または保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行等の不可抗力(リース物件の製造会社または販売会社、住宅会社の都合等を含みますが、これに限りません。)により、当社がお客さまへのリース物件の引渡しが遅延または不能になった場合、当社はその責めを負わないものとします。

第4条 (お客さまの義務)

お客さまは、主契約料金表およびオプション料金表における契約期間の間、次にあげる事項を遵守するものとします。

- (1) 第3条(取付工事・引渡し)第3項に定める標示を貼付した状態を維持すること。
 - (2) 書面による当社の承諾なく、リース物件を第三者に譲渡しまたは担保に差し入れるなど、リース物件所有者の所有権を侵害する行為を行わないこと。
 - (3) 書面による当社の承諾なく、リース物件の取り外しまたは取付場所の変更を行わないこと。
 - (4) リース物件の製造会社が発行する取扱説明書上で規定している注意・禁止事項および操作方法を遵守し、善良な管理者の注意をもってリース物件を使用・管理すること。
 - (5) リース物件の改造・加工・模様替え等、その原状の変更を行わないこと。
2. お客さまが前項に違反した場合、お客さまは次にあげる費用を負担する

ものとしてします。

- (1) 前項(3)の場合は、当社がリース物件を初期取付場所へ再度移設するのに要する費用。ただし、初期取付場所への再移設が困難な場合は、当社が適当と認める他の場所へ当社がリース物件を移設するのに要する費用。
- (2) 前項(2), 同(3), 同(4)または同(5)の違反によりリース物件が毀損しまたは滅失した場合は、リース物件の原状回復に要する費用または主契約料金表 16 (解約精算金の請求) もしくはオプション料金表 9 (解約精算金の請求) に定める解約精算金。

第5条 (故障)

リース物件の引渡完了日から主契約料金表およびオプション料金表における契約期間満了日まで、お客さまの責めによらない事由によりリース物件が毀損し、修理が可能であると当社が判断した場合は、当社の費用負担により修理します。

2. 前項の定めにかかわらず、次にあげる修理等の費用は、お客さまの負担とします。

- (1) お客さまに責め (使用方法の誤りを含みます。) がある場合の故障の修理費用
- (2) リース物件の取付工事または第7条(取付場所の変更にかかる工事)第1項に定める変更工事が原因で機器が故障したと当社が判断した場合の修理費用
- (3) お客さまが当社または当社が指定する者 (以下「設備保守管理会社」といいます。) 以外で行った修理費用
- (4) リース物件のクリーニング費用
- (5) 温泉水・地下水・井戸水などの塩分・石灰分・その他不純物を多く含んでいる場合等、水質が原因で機器が故障したときの修理費用
- (6) 通常使用に伴い消耗する部品 (グリル焼網等を含みます。) の取替費用
- (7) 一般家庭用以外での使用 (業務での使用) によって生じた故障の修理費用
- (8) リース物件の品質・機能に影響がないと当社が判断する現象の修理費用
- (9) 地震, 噴火, 津波, 地盤沈下, 地盤変動, 風災, 水災, 雪災, 塩害, その他天災により生じた故障の修理費用
- (10) 火災, 落雷, 破裂, 爆発, 外部からの物体の落下, 飛来, 衝突, もしくは、倒壊等の偶然かつ外来の事故または虫害, 獣害により生じた故障の修理費用
- (11) リース物件に接続するお客さま設備に起因した故障の修理費用
- (12) (1)から(11)のほか, リース物件の製造会社が保証の対象としない事由に起因する故障の修理費用
- (13) リース物件のリモコン設定時刻のズレや消耗部品の経年劣化により生じた損害 (電気料金, 水道料金等)
- (14) その他, 故障の修理費用を負担することがふさわしくないと当社が判断

した場合の修理費用

3. 太陽光発電設備および蓄電池設備については、前項(9)(10)に定める内、落雷、風災（台風、せん風、竜巻、暴風に限ります。）、ひょう災、雪災、こう水によりリース物件が毀損し、修理が可能であると当社が判断した場合は、当社の費用負担により修理します。
4. リース物件の修理は、当社または設備保守管理会社が行います。
5. 当社は、経年によるリース物件の劣化、性能低下については一切の責任を負わないものとします。
6. リース物件が毀損し、お客さまに損害が生じた場合、リース物件の毀損が当社の責めとなる理由でない限り、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

第6条 （リース物件の使用に起因する損害）

お客さまによるリース物件の使用・保管に起因してお客さままたは第三者が損害（身体障害、死亡、またはリース物件以外の財物の滅失、毀損、汚損を含みますが、これに限りません。）を受けたときは、お客さまの責任と費用負担で解決するものとし、当社の責めがある場合を除き、当社は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

2. お客さまは、近隣への光反射・落雪・電波障害・騒音等、リース物件に起因する第三者とのトラブルが生じた場合は、お客さまの責任と費用負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条 （取付場所の変更にかかる工事）

お客さまが当社の承諾を得てリース物件の取付場所を変更する場合、それにかかる工事（以下「変更工事」といいます。）は、お客さまが、住宅会社または設備保守管理会社との間で工事請負契約を締結して行うものとします。

2. お客さまは、変更工事にかかる一切の費用を負担するものとします。
3. 変更工事については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切責任（契約不適合責任を含みますが、これに限りません。）を負わないものとします。

第8条 （取付場所への立入りの承諾）

お客さまは、リース物件の取付工事、故障修理、メンテナンス、調査、変更工事等のために、当社、住宅会社または設備保守管理会社が無償でリース物件の取付場所へ立入ることをあらかじめ承諾するものとします。

第9条 （リース物件の使用状況等の調査および情報提供）

お客さまは、リース物件の使用状況、設置状況等を当社が調査することを求めたとき、またはリース物件の使用状況等の報告を当社が求めたときは、

これに応じるものとします。

2. 当社または設備保守管理会社は、リース物件のエラー情報、発電量、受電電力量、充電量、その他運転データ等の情報を取得する場合があります、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社または設備保守管理会社は、前項の情報を本サービスの改善等に活用する場合があります、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

第10条 （契約終了後の取扱い）

主契約料金表およびオプション料金表における契約期間が満了した場合、リース物件は、契約期間満了日の翌日に現状有姿かつ無償で、その所有権をお客さまに移転するものとします。

また、契約期間満了日に先立ち、解約となった場合、リース物件は、解約日の翌日に現状有姿かつ無償で、その所有権をお客さまに移転するものとします。

2. リース物件の所有権をお客さまに移転した以降に、リース物件を撤去される場合、リース物件の撤去・廃棄処分および運送にかかる費用はお客さま負担といたします。
3. 当社は、リース物件の所有権をお客さまに移転した以降、当該リース物件に関する一切の責任を負わないものとします。

第11条 （協議事項）

本契約に定めのない事項が発生した場合、当社とお客さまは本約款の趣旨に従い、誠意を持って協議・解決に努めます。

第12条 （約款の変更）

当社は、予告無く本約款を変更できるものとします。当社は、本約款を変更する場合、当社のホームページにあらかじめ揭示し、変更後の約款の実施日の前営業日（営業日は当社が定めます。）までにお客さまから申出がないときは、当社は、お客さまが変更後の約款に同意したものとみなします。

第13条 （その他）

本約款に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

実施期日

本約款は、2024年4月1日から実施いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。